

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市大宮ふれあい福祉センター利用許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例
条 項		第9条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話：048-829-1252)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	(1)偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき (2)利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき (3)さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例又はさいたま市大宮福祉センター条例施行規則に基づく規則に違反したとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		